

議第9号議案

横浜市ネーミングライツ契約に関する条例の制定

横浜市ネーミングライツ契約に関する条例を次のように定める。

平成21年12月11日提出

横浜市会議員

伊藤大貴	井上さくら	宇都宮充子
太田正孝	荻野慶子	杉山典子
藤田みちる	若林智子	

横浜市条例（番号）

横浜市ネーミングライツ契約に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、ネーミングライツ契約に関する横浜市（以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに、ネーミングライツ契約を締結した公の施設等、その呼称及び契約期間を明示するものとする。

（定義）

第2条 この条例において、ネーミングライツ契約とは、市が法人等から対価を得て、市の公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）等に特定の名称（条例その他の法令に基づいて定める名称を除く。以下「呼称」という。）を付けさせることを約する契約をいう。

（市の責務）

第3条 市は、ネーミングライツ契約の対象とする公の施設等の選定に当たっては、市の歴史や文化を最大限尊重するとともに、呼称に企業又は商品の名称を付するのが適当でないとは判断されるときは、ネーミングライツ契約の対象外とするよう努めるものとする。

（契約締結施設等、呼称及び契約期間）

第4条 ネーミングライツ契約を締結した公の施設等、その呼称及び契約期間は、次のとおりである。

ネーミングライツ契約を締結した公の施設等	呼称	契約期間
横浜こども科学館	和文表記「はまぎん こども宇宙科学館」 英文表記「HAMAGIN SPACE SCIENCE CENTER」	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで

三ツ沢公園球技場	和文表記「ニッパツ三ツ沢球技場」 略称「ニッパツ」又は「ニッパツ球技場」 英文表記「NHK SPRING MITSUZAWA FOOTBALL STADIUM」	平成20年3月1日から 平成25年2月28日まで
新横浜公園総合競技場	和文表記「日産スタジアム」 英文表記「NISSAN STADIUM」	平成17年3月1日から 平成22年2月28日まで
新横浜公園補助競技場	和文表記「日産フィールド小机」 英文表記「NISSAN FIELD KOZUKUE」	平成17年3月1日から 平成22年2月28日まで
新横浜公園屋内プール	和文表記「日産ウォーターパーク」 英文表記「NISSAN WATER PARK」	平成17年3月1日から 平成22年2月28日まで
俣野公園野球場	和文表記「俣野公園・横浜薬大スタジアム」 略称「ハマヤクスタジアム」	平成21年8月1日から 平成31年7月31日まで
横浜駅ポートサイド人道橋	和文表記「ベイクォーターウォーク」 英文表記「BAY QUARTER WALK」	平成21年12月1日から 平成26年11月30日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

ネーミングライツ契約に関する横浜市の責務を明らかにするとともに、ネーミングライツ契約を締結した公の施設等、その呼称及び契約期間を明示するため、横浜市ネーミングライツ契約に関する条例を制定したいので提案する。